

行政書士やまなし

令和3年8月 第105号



行政書士はあなたのまちの応援団

山梨県立甲府工業高等学校応援団
写真提供：仁美行政書士事務所



山梨県行政書士会



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



上記の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ、自ら厳しく律して、信頼と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。

Contents

山梨県行政書士会 有賀一雄会長より	01 ~ 05
吊辞 常住豊会長より	06
山梨県知事 長崎幸太郎様より	07
日行連会長 常住豊会長より	08
定時総会および政治連盟定期大会を開催	09
山梨県行政書士会組織図	10
理事会、監査会、支部長会の構成	11
部の構成	12
委員会、特別委員会の構成	13
各部長より 就任あいさつ	14 ~ 22
叙勲等の受賞と感謝状贈呈者	23
事務局通信など	24 ~ 26
一時支援金登録確認機関の業務	27 ~ 29
新入会員および退会会員紹介	30 ~ 32
編集後記	33

表紙写真

夏の高校野球山梨県大会の試合前に、選手や応援する方々を鼓舞するために、団旗を掲揚する山梨県立甲府工業高校の応援団。

第70代応援団の3年生5名は、この日の試合に敗れたと同時に引退となる。その気迫あふれる姿に思わず息をのむ。

就任のご挨拶

追悼：両角英裕副会長を偲んで

山梨県行政書士会

会長 有賀 一 雄

この度、令和3年度定時総会において、山梨県行政書士会会長として再選いただきました有賀一雄です。これまでの2年間の会務運営へのご理解とご協力に感謝申し上げるとともに、今後とも鋭意邁進していく所存ですので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

この、まさに2期目のスタートを切らんとするその時、前期より筆頭副会長として支えてきてくれた両角英裕君が旅立ちました。享年53歳でした。彼と私とは20代の頃に面識を得てすぐに意気投合、以来約30年近くに渡りお互いの家族ぐるみで付き合う唯一無二の大事な大事な親友でした。彼のご冥福をお祈りすると共に、以下に、私の自己紹介を兼ねて英裕君との思い出を書かせていただき、追悼とさせていただきます。と思います。

私は、昭和43年に甲府市で出生、県立甲府南高等学校から山梨大学工学部へ進学、その後同大学大学院修士課程を修了して修士（工学）の学位を取得し、東証一部上場で甲府盆地から南信地域を拠点とする精密電子機器メーカーへ就職しました。一方、英裕君は、昭和44年1月に諏訪市で出生、諏訪地域の名門私立高校の理数科から神奈川県内の大学へ進学、大学院時代は、提携する電子技術総合研究所（現国立研究開発法人産業技術総合研究所）に研究の場を求め、同じく修士（工学）の学位を取得した後、私と同じ会社に就職する道を選択しました。

入社式を終えた後、すぐに私は、研修地として指定された北海道苫小牧市の子会社へ、彼は長野県内の主力工場へと移動することになったため、お互い面識を得る間もなく研修地へ向かいました。前半の研修を終えて次なる研修地へ移動するに際し、私は彼のいた工場へ、彼は私のいた北海道の子会社を指定されることになりました。このことによりお互いを意識するようになったのは言うまでもないことですが、研修後の内示で、予想通り私たちは同一事業部の同一課へ配属となりました。辞令交付式で対面して、お互いすぐに意気投合、与えられた寮も同一でしたので、一緒に赴任地まで向かい、赴任地の市役所とともに転入手続きを取ったことを記憶しています。

社会人になったとはいえ、学生気分の抜けない私たちは、赴任した直後から毎晩どちらかの部屋で夜中まで飲み明かし、私は、毎朝彼に「さあ行くぞ。早くしろ！」と叩き起こされて出社する始末。こんなことは長続きする訳もなく、10日ほどしてついに彼も起きられない日が訪れて共に欠勤。お互い人生初めての年次有給休暇を一緒に取得することになりました。こうしたことを繰り返



配属された部の歓迎行事にて（24歳）
有賀一雄会長（左）両角英裕副会長（右）

しながら、ともに社会人としての自覚が芽生え、考えて支え合う関係が構築されていきました。

入社して1年半ほど過ぎたころ、転機がやってきました。私の母は、私が21歳のころ大学病院で受けた処置がきっかけで、寝たきりの植物状態に近い病状で同病院にて加療を続けてきましたが、既に施す医療がないということで退院を求められることとなりました。当時は、介護保険制度はおろか、大学病院などの大病院以外は完全看護などではなく、付添等をつけるのが当たり前の状況でしたので、家族のうち誰かが母の介護をしなければならない事態となりました。いろいろと考えたうえで、私が退職して見ることとなり、2年を区切りとして退職を決意しました。彼は、私の決断について理解を示しながら、退職前に一生の記念になることをしようと、旅行をはじめ、帰省に合わせて実家に招待してくれるなど半年間の中に立て続けに色々なことを実行してくれました。こうして平成7年3月、私は満2年間務めた会社を退職しました。

会社を退職して私は、母の介護の傍ら、母が元気な時によく聞かされていた独立開業可能な業務独占資格の取得を目指そうと平成7年の行政書士試験を受験し合格、その後、知人や親類の紹介で在宅にて特許調査や技術レポートの作成等の請負をするようになりました。また、彼とは、定期的に連絡をとりながら、実家に伺ったり、旅行に行くなどしていましたが、彼も私の退職を契機に自分の進むべき道を模索していましたので、その相談を受けることが多かったように思います。そして平成9年7月、彼もまた4年半勤務した会社を退職し、国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）へ所属、半年後に電子工学の専門家として、フィリピン共和国ヌエバエシハ州にあるヌエバエシハ科学技術大学へ2年間の任期で派遣され、現地で教員の資質向上に係る取り組みや学生指導などに当たりました。その後フィリピン政府からの要請で任期が1年延長となり、彼はその大学に3年間勤務することになりました。

この3年間のうちに彼は、毎年私をフィリピンに招待してくれて「一人では二度といけないところに連れて行ってやる」という約束通り、方々案内してくれました。彼は、公用旅券での渡航でしたので、フィリピン政府機関など一般には開放していない部分等も見学することが出来ましたし、現地では有名だけどガイドブックには載っていないようなローカルな観光地が中心でした。本当に今となっては独りではいけないところばかりでした。

彼は、帰国後、当時お母様が白樺湖で経営していた観光事業の経営を手伝う傍ら、その後のことを模索しておりました。そんな中、平成15年8



北米大陸横断弾丸旅行（25歳）

私の退職に際して、一生の記念になるようにとの彼の配慮から実現した



ルソン島の洞窟探検（30歳）

暗闇の中、腰まで水につかりずぶ濡れになりながら恐る恐る進んでいるときに突然同行したガイドにフラッシュをたかれて

月に至り、私の母が他界、彼に葬儀等を手伝ってもらいながら、翌9月にはその母に背中を押される思いで行政書士登録を果たし開業しました。平成16年に入ると、最低資本金規制特例による株式会社の設立（いわゆる1円起業）やレンタルサーバ事業に係る電気通信事業者の届出、自動車リサイクル法の創設などによる特需があり多忙を極めるようになったため、当時時間的に余裕のあった彼に手伝ってもらうこととしました。彼も快く引き受けてくれて、このことをきっかけとして行政書士資格に興味をもち、彼もその年の行政書士試験を受験し合格を勝ち取りました。

ちょうどその頃、賃借していた事務所の所有者の事情で退去しなければならないこととなり、途方に暮れていたところ、幸運なご縁があり、某証券会社の甲府支店ビルであった今の事務所を手に入れることが出来ました。売買契約締結のために日本橋兜町の本社へ彼に付き添ってもらって伺ったことが、今となっては本当に懐かしく思い出されます。彼は、地元の茅野市での開業を当初考えていたのですが、私に拠点が出来たことで甲府市にて開業することを決意、部屋もたくさん空いていたことから好きな場所を使ってもらい、以後、同じ場所でもともに行政書士として業務を行ってきました。

その後、平成19年に至り、私は甲府南支部の支部長に就任、彼は副支部長として関わってくれました。平成21年からは、彼が支部長として、今に至るまで甲府南支部の運営を先導して来ました。会務においても、理事として、業務第一部長をはじめ、研修センター所長、監察部長等数多くの役職を務めてきました。今振り返ると、二人でがむしゃらに走ってきた感もあります。

そんな彼に私が異変を感じたのが、今から5年余り前のこととなります。極端に笑顔や口数が少なくなり、何か大きな悩みでもあるかのようにも感じました。何かあったのか問う私の答えには、いつも無言で顔を横に振るばかり。今思うと、このころから彼は自分自身の体調の変化に気づき、その正体を知ることになったのかと思います。

そして、3年ほど前からは、会議中に倒れるなどよくめまいを起こすことも見受けられるようになり、後日彼の遺品を整理している中で、2年ほど前の院内検査結果通知書が出てきましたが、かなり深刻な内容でした。結果として、彼は



彼が又エバエシハ科学技術大学から授与された貢献・感謝の証（31歳）



平成25年業務第一部長時代（44歳）
市民講座などの講師を務める



平成27年県民の日記念行事（46歳）
彼に異変を感じるようになったころ

その時点で、積極的な治療を選択することなく自分の体力のみで病魔と闘う道を取ったのだと思います。そんな辛い状態でも最後まで行政書士としての品位を保持し、人としての尊厳を保てた背景には、お母様の変わらぬ愛情と、10数年来結婚を前提としてお付き合いしていた真理亜さんという女性の存在が大きかったことと思います。真理亜さんは、彼の地元にて会計事務所に勤務しており、土業共通の話題も多く、彼からの定期連絡を待ってはいろいろとお話をしていたそうです。その名前に違わず、慈愛に満ちた発声に彼も随分と癒されたのではないかと思います。彼がなんの問題もない健康な状態だったら、正式に結婚していたのかもしれませんが。



平成 31 年甲府市役所外国人相談会（50 歳）
食も細くなり目に見えて痩せ始めたころ

私が彼と最後に話したのは、5月31日のことでした。何日かぶりに事務所に来たかと思うと、開業以来ずっと利用してきた椅子を処分しようとしていました。彼は半年ほど前に、事務所のデスク等を新調したのですが、思い入れがあるのかこの椅子だけは処分せずにとっておいたのです。「どうして」と聞く私に、「もう座ることもないと思うから」と応える彼、私は、「じゃあ事務局に持っていけば使うことあるんじゃない。」という「いいよ。変なもの残していったと思われても嫌だし……」と言っていました。そして処分のために自動車に積み込んで事務所にいったん戻り、施錠して帰るところを廊下で見送ったのが彼を見た最後となりました。「じゃあまた。」という私に、彼は無言のまま振り返ることもなく右手を上げて去っていきました。この時の私は、明らかに彼に残された体力を過大に見積もっていたと思います。その時は、まだお別れのときなど考えられないくらいしっかりしているものと信じて疑いませんでした。そして、翌日の6月1日、当会が相談員の委託を受けている山梨県外国人材企業相談センターのアドバイザーとしての仕事が、彼の行政書士としての最後の仕事になりました。

彼に死亡の診断が下された日、私は、日行連にて国土交通省担当者との会議に出席するため東京に向かっておりました。日行連に到着して会議の時間までに、彼が表彰を受けることになっていた日政連の井口由美子会長及び杉山久美子副会長に、彼の死亡の報告と代議員を欠くことになってしまったお詫びを申し上げました。彼の訃報は杉山日政連副会長により、常住豊日行連会長に速やかに伝達され、常住会長より彼を育んだ地である諏訪の赤羽康志長野会副会長に告げられました。そして赤羽副会長より私たちの友情の出発点となった地、信州伊那谷の春日博幸長野会理事・国際部長に伝えられました。

彼が旅立った時の表情は穏やかそのものであったとお母様から伺いました。おそらく彼は自分が死んだなんて思っていないに違いありません。いつも寝れば治ると信じていた彼にとっては、復活を信じて眠りに落ちただけのことでしょうから。もし、そうではなくて、自分が死ぬんだと分かった上で死んでいたとしたなら、死んでも死にきれないという壮絶な顔をしていたに違いありません。

6月下旬に至り、お母様とお姉様が選択された彼の遺影となる写真が送られてきました。私は一目見て感極まり思わず涙腺崩壊、この屈託のない笑顔のその視線の先には、カメラを構えた私がいきました。これは、私たちが、順風満帆にて直進する人生航路から、大いなる夢に向かって方向転換

することを決意し、二人で力の限り舵を切った頃の写真です。二人でやれば何でも出来ると信じて疑わなかったし、事実その通りになってきました。今思うと、きついけど辛いし、苦しいけど楽しかった、まさに私たちの人生で一番輝いていた時期ではなかったかと思います。今年のゴールデンウィークに帰省した折に、彼はお母様にどうして自分が行政書士になって、今も続けているのかをお話したということでした。彼の理由を聞いて初心貫徹だとも思いましたが、それは生きていなければ果たせない夢なんです。ただ傍らにいて見守ることしか出来なかった私には、いま本当に悔しい思いしかありません。



しかしながら、私が残されたのは紛れもない事実です。彼の夢も合わせて、残された者がこれから背負っていかねばならないんだと思います。今、こうして原稿を書きながらも、未だに彼の死を受け止め兼ねているのが正直なところですが、立场上そんな悠長なことは言ってられません。そろそろ前に進まないと「さあ行くぞ。早くしろ！」と、彼の怒声がどこからともなく聞こえてきそうです。

英裕君、今まで本当にありがとう。君の夢は、僕が必ず成し遂げて見せます。だから、これからも常世の国より、いつまでも僕を見守っててください。どうか、どうかよろしくお願いします。合掌

両角英裕筆頭副会長のご逝去を心より悼み、哀悼の意を表わすとともに、山梨県行政書士会及び山梨県行政書士政治連盟の発展への多大なご貢献に心より感謝申し上げます。

山梨県行政書士会
山梨県行政書士政治連盟

会長 有 賀 一 雄

弔 辞

日本行政書士会連合会会長の常住 豊と申します。ご逝去されました、私たち行政書士の仲間であり、両角英裕先生のご葬儀にあたり、謹んで告別の辞を申し上げます。

両角先生、いま、私は先生のご葬儀に参列させていただいていますが、まだ受け止めきれずにいます。六月初旬に両角先生の訃報を知ったとき、あまりにも突然で、言葉が出ませんでした。

当時、両角先生は、山梨県行政書士会の筆頭副会長という重責を担われており、私たち日本行政書士会連合会においても、許認可業務部 社労税務・生活衛生部門の部員として、全国の行政書士のためにご尽力いただいております。

私が「中央省庁との関係をつくり、それを大事にしてください。」と役員各位に申し上げていたところ、両角先生は、専門とされていた風俗営業や古物営業の手続きに関連し、特に警察庁とのパイプ作りに熱心にあたっていただきました。先生は穏やかで物腰の柔らかいお人柄で、なおかつ、要点を的確に押さえられ、役人からも厚い信頼を得ていたと伺っています。

このほかに、日行連で両角先生が手掛けられた大きな仕事の一つとして、『膨大な各種の行政手続きがデジタル化になじむかどうかを個別に調査して、その評価を段階化してまとめる』という、「行政手続デジタル化評価シートの作成」がありました。今になって考えると、お身体が楽ではない状況だったと思いますが、使命感と責任感をもって、調査や許認可業務部メンバーとの調整にあたられ、シートの作成を完遂（かんすい）されました。改めて感謝申し上げます。

その評価シートは、日行連に新たに設置されたデジタル推進本部において集約し、国への具体的な提言に向けて活用されることとなりますが、今月はじめ、そのデジタル推進本部長に、日行連常任理事で山梨会会長の有賀先生にご就任いただきました。

両角先生と有賀会長のご関係は、長年共に会務運営にあたってこられたのみならず、三十年近くに渡り家族ぐるみでお付き合いがあった、唯一無二の親友であると伺っています。両角先生が力を振り絞ってやり遂げた仕事の成果が、親友であった有賀デジタル推進本部長の手元に届き、行政書士制度の発展に繋がってゆくこととなります。これは両角先生から、有賀先生をはじめ私たち行政書士へ送られた、大いなるエールなのだと思います。

ご遺族であるお母様、お姉様が選ばれた先生の遺影のお写真は、大きな夢と希望に向けて人生の岐路に立った際に、当時の有賀先生がシャッターを押したものと伺いました。

純粹で希望にあふれた視線の先には、両角先生が描いた未来があったのだと思います。残された私たちは、先生が歩むことになったであろう道を、そしてその先にある未来を、明るく輝かしいものにしてゆく責任があると思っています。

先生がこれまで多くのご功績を残されてきたことに、改めて深く敬意を表します。そして、私たちに温かい思い出を残してくださいましたことに、感謝申し上げます。

心残りではございますが、これでお別れいたします。両角先生、どうぞ、安らかに眠りください。

令和3年7月31日

日本行政書士会連合会

会 長 常 住 豊

山梨県知事 長 崎 幸太郎



大暑の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

行政書士の皆様方におかれましては、日頃から業務を通じて県政の円滑な推進や県民の利便性向上に御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。また、山梨県行政書士会におかれましても、無料法律相談の開催等、身近な法律の専門家として県民生活の向上に多大なる御貢献をいただいておりますことに改めて敬意を表する次第であります。

さて、行政書士法が昭和 26 年に制定されて本年で 70 周年という節目の年を迎えました。この間、数次にわたる法改正が行われ、平成 20 年には聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為の代理の法定化、平成 26 年には不服申立ての手続きを代理できる特定行政書士制度の創設、本年 6 月には、より質の高いサービスの提供を確保する観点から行政書士法の目的に国民の権利利益を実現することが明記される等の改正が施行されました。こうした行政書士制度の充実に伴い、長年にわたり様々な行政手続に精通し、幅広い知識と経験をもって時代の変化や制度改正に対応してこられた行政書士の皆様方に期待される役割は、ますます大きくなるものと思われま。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで以上に前例が通用しない場面が増えておりますが、県では、こうした社会の変革を前進の機会として、あらゆる取り組みを実行し、県民の豊かさの向上を目指して参ります。その際、県民と行政を結ぶ行政手続のプロフェッショナルである行政書士の皆様方の御協力が不可欠となりますので、一層のお力添えを賜りますよう改めてお願い申し上げます。

結びに、山梨県行政書士会の更なる御発展と、行政書士の皆様方の御多幸を心から祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

行政書士の新時代を創るために

日本行政書士会連合会
会長 常 住 豊



平素より、有賀一雄会長を始め、山梨県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」という。）の事業運営に対し、ご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、引き続き日行連会長に就任いたしました東京都行政書士会所属の常住 豊と申します。

令和3年度日行連定時総会において実施された会長選挙では、多くの皆様にご支援をいただき当選することができました。心より感謝申し上げます。

また、7月に開催された理事会において、執行部及び各部署の構成員の選任について承認いただきました。新たな執行体制の下、鋭意事業の推進を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

私は、「そうだ、行政書士に相談しよう！」という気運を全国標準にしたいと願っています。私たち行政書士がリーガルサービスの町医者となり総合医となって、様々な悩みを抱える地域住民や事業者の方々に寄り添い、身近な良き相談相手となることで、地域に必要な不可欠で有益な国家資格者としての位置付けを確固たるものにしていきたいと考えています。

そのためには、会員一人ひとりが業務を確立できるように、許認可申請に代表される行政手続や相談業務などの市民法務に関する業務を修得していただく必要があります。会員の皆様がより一層活躍できるよう、必要な環境整備に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に併せて、我が国では本格的なデジタル化の波が押し寄せています。行政書士制度もこの大きな波に乗り遅れぬよう、コロナ対策支援とデジタル化への対応を最優先課題として、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

行政書士が政府の各種施策に関与することで、行政手続の円滑化につながり、国民の権利利益の実現に資するとともに、ひいては行政書士の固有業務である許認可申請業務が守られるものと考えます。引き続き、関係各所への政策提言を行い、また関係機関と密に連携して、コロナ対策支援とデジタル化の推進に寄与してまいります。

多様化する現代社会において、国民に信頼され、期待される行政書士であり続けるためには、これまで以上に国家資格者としての高い倫理観と法令順守の意識を備え、継続的な能力の研鑽が必要になるものと考えます。

こうした社会の変化を見極めつつ、会員の皆様の活動が更に充実したものとなるよう、行政書士制度の発展並びに行政書士の地位向上に全力で取り組んでまいりますので、今後とも貴会及び貴会会員の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 定時総会および政治連盟定期大会を開催

令和3年5月27日、甲府のベルクラシックにおいて、令和3年度山梨県行政書士会定時総会及び山梨県行政書士政治連盟定期大会が行われました。

昨年度に続きコロナウィルス感染症対策のため、事前の周知および質問の受付などの取り組みにより、議事の進行は林洋希議長によりスムーズに進み短い時間ですべての原案が承認されました。

本来であればこの場での表彰となる方々については別ページでご紹介させていただきます。

受付での検温、消毒の光景も当たり前になり、会話も最小限といった状態に参加者も慣れた様子でした。次回の開催について、この状況が少しでも回復に向かい、また会員が集い、意見交換が行えるようなものになることを願うばかりです。



開会のあいさつをする有賀会長



林 洋希 議長



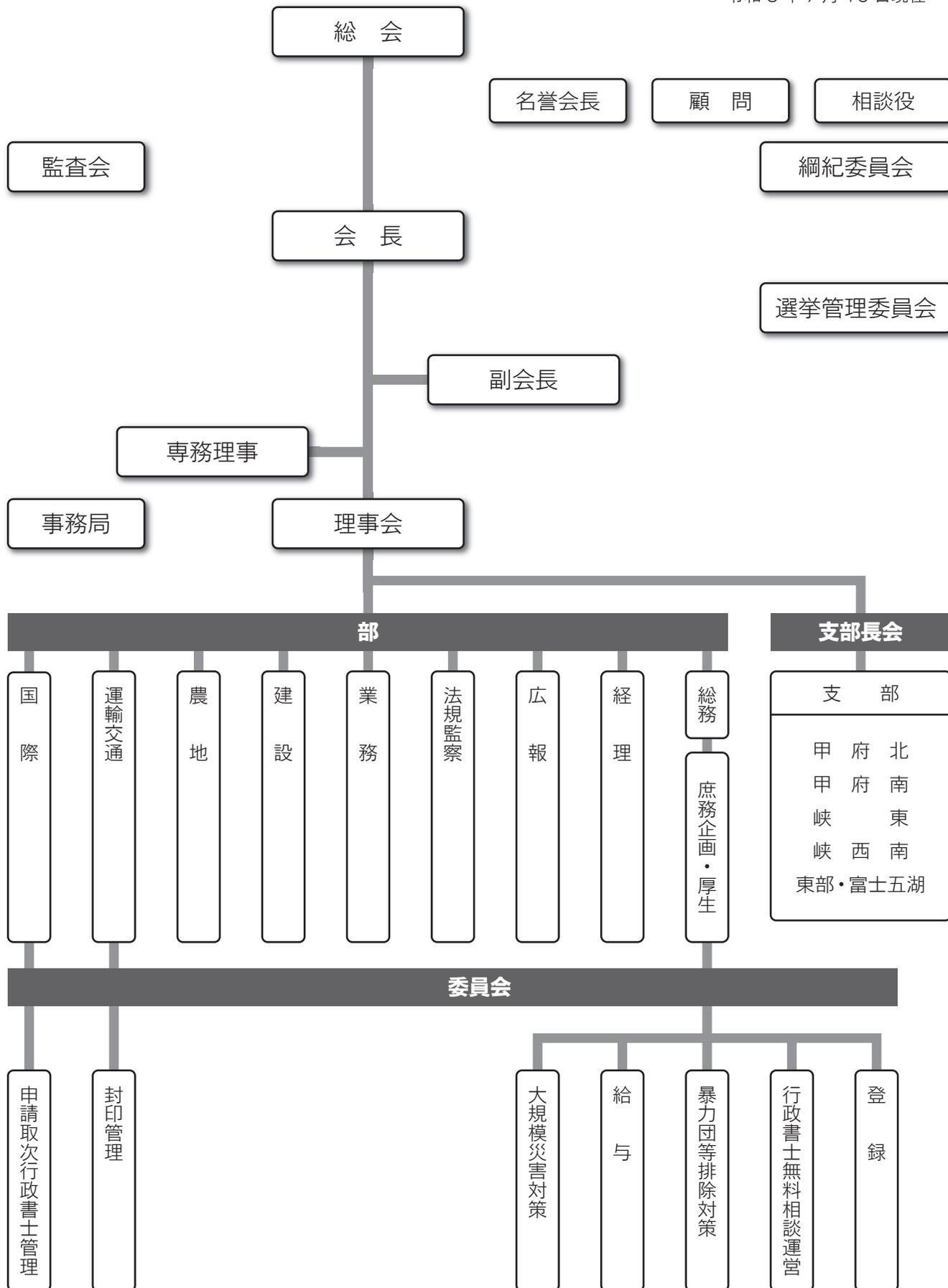
受付の様子



会場の様子

山梨県行政書士会組織図

令和3年7月15日現在



令和3年度～4年度 理事会の構成

(令和3年6月7日現在)

職名	氏名	部長／支部長／委員長
会長	有賀一雄	大規模災害対策委員長
副会長	羽田淳一	業務部長 登録委員長 暴力団等排除対策委員長
副会長	山岸啓	運輸交通部長 峡西南支部長 行政書士無料相談運営委員長 給与委員長
専務理事	磯村洋之	総務部長
理事	野澤洋子	経理部長
理事	丹澤ますみ	広報部長
理事	鹿野成美	法規監察部長 封印管理委員長
理事	矢崎健吾	建設部長
理事	小関敏和	農地部長
理事	丹澤仁	国際部長
理事	岡安祐樹	甲府北支部長
理事	市川雄資	甲府南支部長職務代理者 申請取次行政書士管理委員長
理事	松木幸夫	峡東支部長
理事	市川章子	東部・富士五湖支部長
理事	鈴木徳明	
理事	中村卓史	
理事	権正政彦	
理事	原田廣幸	

令和3年度～4年度 監査会の構成

(令和3年5月27日現在)

監事	清水学
監事	高石晃仁
監事	塚原浩二

令和3年度～4年度 支部長会の構成

(令和3年5月27日現在)

職名	氏名
甲府北支部長	岡安祐樹
甲府南支部長職務代理者	市川雄資
峡東支部長	松木幸夫
峡西南支部長	山岸啓
東部・富士五湖支部長	市川章子

令和3年度～4年度 部の構成

(令和3年6月25日現在)

部名	部長	副部長	主要分掌業務	部員
総務部	磯村洋之	内田光信	庶務・企画担当	市川雄資 大久保規江
			厚生担当	
経理部	野澤洋子	深沢邦秀		宮川安美 渡辺浩 岸優美
広報部	丹澤ますみ	岡安祐樹		廣島隆司 中澤仁美
法規監察部	鹿野成美	磯村洋之		宿澤真由美 高石晃仁
業務部	羽田淳一	天野文路	法人・経営	石川範子
			権利義務・事実証明	鈴木祐子 宮川安美 小林晶
		高石晃仁	許認可	内田光信
		山岸啓	権利擁護	松本響乃介
建設部	矢崎健吾	浅沼伸司	建設業対策室	三科博 山田智子 天野文路
		渡辺浩	山梨県入札・甲府市入札	
		菅沼和也	市町村総合事務組合	
農地部	小関敏和	野澤洋子		高石晃仁 内田光信
運輸交通部	山岸啓	濱本勲		長田久 村松百年 清水公平 清水公平
国際部	丹澤仁	加々美一雄		市川雄資 渡邊俊 石井篤

令和3年度 委員会の構成

(令和3年7月15日現在)

部 名	委員長	副委員長	委 員
綱 紀 委 員 会	未選任	未選任	渡 辺 秀 雄 伊 東 武 塚 原 泳 一 小 俣 芳 久 (予備委員) 山 田 智 子 渡 辺 義 春 廣 島 隆 司 小 俣 孝 一 葉 袋 泰 夫 中 澤 茂 樹
選 挙 管 理 委 員 会	神宮司 公 三	内 田 光 信	辻 武 彦 井 上 吉 秋 眞 田 公 子

〔(綱紀委員会は、令和3年度～4年度、選挙管理委員会は、令和2年度～3年度)〕

令和3年度～4年度 会則49条委員会(特別委員会)の構成

(令和3年7月15日現在)

部 名	委員長	副委員長	委 員
登 録 委 員 会	羽 田 淳 一	山 岸 啓	原 田 廣 幸 内 田 光 信 高 石 晃 仁
行政書士無料相談運営委員会	山 岸 啓	岡 安 祐 樹	市 川 雄 資 市 川 章 子 松 木 幸 夫
申請取次行政書士管理委員会	市 川 雄 資		丹 澤 仁 篤 石 井 篤 加々美 一 雄 石 山 なぎさ
給 与 委 員 会	山 岸 啓		羽 田 淳 一 野 澤 洋 子 磯 村 洋 之
大規模災害対策委員会	有 賀 一 雄	山 岸 啓	羽 田 淳 一 野 澤 洋 子 岡 安 祐 樹 松 木 幸 夫 磯 村 洋 之 丹 澤 ますみ 市 川 雄 資 市 川 章 子
封 印 管 理 委 員 会	鹿 野 成 美	濱 本 勲	長 田 久 茂 清 水 公 平 清 水 公 平 村 松 百 年
暴力団等排除対策委員会	羽 田 淳 一	丹 澤 正 輝	有 賀 一 雄 岡 安 祐 樹 松 木 幸 夫 市 川 章 子 磯 村 洋 之 市 川 雄 資 山 岸 啓 林 洋 希

「総務部の役割」を常に念頭に

総務部長 礒村 洋之
(東部・富士五湖支部)



現在、私たちの生活は、新型コロナウイルス感染症拡大の渦中にあり、新しい生活様式としての感染防止のための工夫を凝らした日々が、まさに「日常」になろうとしています。本年度の本会の事業計画として定められた基本方針にもあるように、その日常の中に、主権者である国民、あるいは県民、市町村民、法人として、サービス機関である行政体と関わる方法や受けるサービスの項目・質にも変化があるように思えますし、この変化は、今後、公と民との関わりとして定着していく方向にあるようにも思えます。その変化の中であって、公と民との間を取り持つ職業人として私たちがあり、その変化への新たな対応を含め本会の存在がますます期待されているものと考えています。

その本会の業務組織の筆頭に掲げられているのが総務部です。会則施行規則の規定によれば、総務部の分掌事項は、行政書士の登録及び入会に関することから始まり、支部の組織・指導、会務の企画、総会・理事会・部長会、顕彰、渉外、事務局、会館管理、会員等の福利厚生・共済事業とあり、他の部に属しない事項とあります。言わば、本会の「ロジ担」とも言える部隊であり、会の「お母さん」的役割があるのではないかと考えています（母親とはこうあるべきだ、の固定概念はいけない、とわかっていますが、あえて昭和の頃のホームドラマに出てくるようなお母さんに例えることをお許しいただければありがたいです）。会長や理事会が父権的であるとすれば、総務部は、細やかに目を配り気を利かせ、会員や他の部、委員会、支部が活動しやすい環境をそっと整え、日行連や県、他の士業団体と良きお付き合いができるよう心配りをし、コロナ渦以降の社会に遅れを取らないように支えていく、そんな優しく寛容で時に小言を言うよくできたお母さん部隊になりたいと思います。このことを常に念頭に、内田光信副部長、市川雄資部員、大久保規江部員とともに張り切って活動していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

広報部から礒村洋之総務部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。



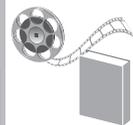
Q. 師匠と呼べる人はいますか？ どんなことを学びましたか？

市川雄資師匠

クライアントのために効率的かつ良心的であるべきとする国際行政書士道を常に探究している方であり、私のその道の師匠であります。

Q. おすすめ(好きな)映画や本、動画をご紹介ください。どんなところが良いですか。

大概、寝る前にゴールデンレトリバーが主役の YouTube「店長おすすめ」を観てます。過去にゴールデンが家族の一員でしたが、今はいません。いくつかあるゴールデンの YouTube のうち、これが最も好きです。



Q. 今まで行った中で印象に残った国は？
どんなところが印象に残りましたか。

フランス共和国

世界の中心はパリだと確信している彼の国の人の傲慢さがいいです。なお、仏国製車両を愛車としています。



経理部長 野澤 洋子 (甲府南支部)



これまで経理部員として3期お手伝いをさせていただいております。歴代の経理部長の豊富な会計知識には全く及びませんが、少しでも近づけるよう精進してまいります。

経理部では会員の皆様からお預かりした大切な会費を、会の発展と各会員の公平に利するよう、更に適正に管理していく所存です。

これまでも皆様にはご協力いただいておりますが、会計に関する事務処理の一層の効率化にご理解の程、お願い申し上げます。

コロナ禍により各事業部の Web 会議利用も増えているようですが、再び終息が見えない状況となり今後の執行率は進みにくいのではないかと懸念されます。それでもしっかりとした感染対策により活動を進めて行けたらと願っています。

経理部の今期検討課題として、会館設立のため取り入れた山梨県証紙の販売について、既に目的を達していることもあり今後の取扱いをどうするのか、また今後の会館の経年劣化にどう対応するのかを一考できればと思います。

浅学の身ではございますが、有賀会長の指揮のもと優秀な経理部員および勤勉な事務局員の助けを借りながら職務を全う致します。

会員の皆様におかれましても、会計に関して、山梨県行政書士会運営の為にご助言頂けたら幸いです。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

広報部から野澤洋子経理部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。



Q. 主な業務は？

農地転用許可、農振除外申出、墓地経営計画、開発行為、公有地の払下げ

Q. 趣味は？

1回30分のフィットネスジムに週4回通い続けて7年になります。行けない日は公園を4km歩いています。継続的な運動は、コロナ感染と重症化リスクを下げるというので最近特に頑張っています。



Q. 行ったことのある印象に残った国は？

母と二人で行ったイタリアとフランスの旅。隣国でありながら全く違う、けれども素晴らしい食文化に感銘を受けました。こんな世の中になるとは思いもよらず思い出深いです。



広報部長 丹澤 ますみ (甲府北支部)



広報部では機関誌「行政書士やまなし」を年2回発行しており、会員のみならず県下の行政機関、金融機関をはじめとした多くの場所に設置し、行政書士の活動や各種情報を広く提供しております。その内容について広報部一同、より多くの方に読んでいただけるものにすべく、知恵を絞っております。

その他、毎年10月を広報月間とし、法規観察部と連携し、非行政書士行為排除の呼びかけとともに、関係各所への名簿、ポスターの配布、訪問も行っています。

昨年に続き今年も中止になってしまいましたが、「県民の日イベント」へも展示ブースを設け参加しており、小瀬会場、富士吉田会場の2か所で市民と直接ふれあい、行政書士をアピールする活動も行っています。

今後、行政書士の日(2月22日)に相談会を行う支部への助成もありますので、ぜひ積極的に無料相談会の開催をご検討下さい。

広報部一同、行政書士がより多くの方々に知っていただけるよう、広報活動の場も広げたいと考えておりますので、どうぞ今後とも皆様のご理解ご協力をお願いします。

広報部から丹澤ますみ広報部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。

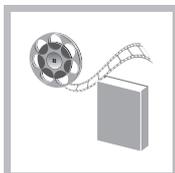


Q. どんな業務が中心ですか？

遺言、相続、任意後見契約、離婚協議書作成の相談の他、英語の文書の取扱いが可能なので、並行輸入自動車届出などの作成、また、それに関連して特殊車両通行許可申請などの業務も請け負っています。

Q. 師匠と呼べる人はいますか？ どんなことを学びましたか？

女性の会の先生方です。入会してすぐ女性のための相談会に参加しました。相談は多岐にわたります。行政書士の業務単位で考えるのではなく、その方に必要な最小限の説明のみをされていた先輩の先生に、これが市民に寄り添った行政書士なのだ、と感銘を受けた記憶があります。その他にも、たくさんのことを学ばせてもらっており、感謝しています。



Q. おすすめ(好きな)映画や本、動画をご紹介ください。

ギルバートグレイブ(1993年アメリカ)ジョニー・デップ、レオナルド・ディカプリオ、ジュリエット・ルイスなど名優揃いの映画です。ディカプリオが知的障害をもつ少年役を熱演しています。若いころから才能が溢れていたことが分かります。



法規監察部長 鹿野 成美 (峡西南支部)



一昨年より当部員として業務に携わらせていただき、諸先輩方にご指導を頂いて参りました。まだまだ知識や経験が乏しく部長という大役をお引き受けできる器ではございませんが、部員の皆様、本会役員の皆様のお力をお借りし、精一杯務めて参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

法規監察部の業務は大きく法規関係、監察関係、苦情処理関係に分かれます。法規関係については、会則、会則施行規則等の改正に伴い、諸法規のさらなる整備に向けた調査研究を続けて参ります。監察関係については、10月の「行政書士制度広報月間」と連携して、非行政書士行為の排除・啓発活動をすすめて参ります。苦情処理関係については、寄せられた苦情に対し真摯に素早く対応できるよう努めて参ります。

「行政手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資する」という行政書士制度の目的を認識しつつ、会員の皆様の業務遂行を後方支援できるような法規監察部を目指して参りますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

広報部から鹿野成美法規監察部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。



Q. 趣味は？

いけばなを習い始めて20年が経ちました。といっても、まだまだ思うように生けられず、お稽古のたびに悪戦苦闘しています。いつか子供達にお花の楽しさを教えられる教室を持てたらと、ささやかな夢を描いています。

Q. おすすめ（好きな）映画や本、動画をご紹介します。

母に勧められ最近ハマった本が、今年、107歳で亡くなるまで創作を続けた墨の芸術家、篠田桃紅さんのエッセイ「105歳、死ねないのも困るのよ」「人生は一本の線」。

凜とした強さを持ちながら、衰えていく体や心を素直に受け入れていく様子が、時にリアルに、時に可笑しく書かれていて、読み終わったあとは何かすっきりした気持ちになります。母曰く“こんな生き方はできないけどね（笑）”娘も同感！



Q. 行ったことのある印象に残った国は？

初めての海外、初めての一人旅はロンドンです。怖いもの知らずの19歳。ガイドブックを片手につたない英語で一日中街を歩き回りました（そんな度胸、今は微塵もありません）。都心の広い公園のベンチで、クルミをもって歩いているリスを発見！映画のワンシーンを見ているようで、その光景は今でも鮮明に覚えています。



業務部長 羽田 淳一 (甲府北支部)



業務部は、「建設部・農地部・運輸交通部・国際部に属さない業務に関する分野」を担当します。今期は「法人・経営」「権利義務・事実証明」「許認可」「権利擁護」の各担当を柱として活動してまいります。

デジタル・ガバメント化推進の中、社会全体でのデジタル人材の育成・活用へと施策の視点が向けられています。行政手続の電子化・オンライン化が加速化していますが、数多くの許認可業務を扱っている行政書士はデジタル人材の担い手、デジタルデバインド解消の役割の担い手として、親和性の高いところに位置していると思います。

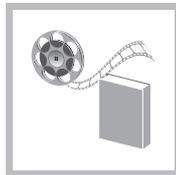
新型コロナウイルス感染症の影響は二事業年度目を迎え、中小事業者向けの月次支援金等の制度における申請サポートや、各支援策についてのサポートを行っている行政書士もいます。この先、感染拡大が落ち着いたとしても、事業者救済、新ビジネス構築等のための支援制度は続いていくでしょう。

一方で、行政書士法をはじめ、重要な法律の改正が続くところ、私たちの業務への取り組み方も常にアップデートが求められています。超高齢化社会を迎えて、民事法務分野の業務も多様化しています。

持続可能でよりよい社会の実現を目指す動きが活発化していますが、世の中の変化への対応が困難な方々を取り残されることがないように取り組みや、中小事業者の支援や地域活動・まちづくり支援の場面など、諸々の手続等を通じて、こうした動きに関わりを持つ機会が増えることも予測されます。

これまでの実績の積み重ねを基盤としながら、これらの時流を捉え、「国民の権利利益の実現に資する」べく、会員の皆様が的確に業務を遂行し、活躍の場を広げていくことが出来ればと思います。業務部として、様々な情報を整理・分析し、業務の後押しになるよう、活動を進めていきたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

広報部から羽田淳一業務部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。



**Q. おすすめ(好きな)映画や本、動画をご紹介します。
どんなところが良いですか。**

このご時世なので、ほんのりと気持ちが温まるような音楽動画が良いです。「アメリカン・フィーリング 2020」サーカス、「Trains」Blue Note Tokyo All-Star Jazz Orchestra directed by Eric Miyashiro (Remote Session)、「再会 Meeting Again」KIRINJI、Elgar : Pomp and Circumstance - BBC Proms 2014 など。

**Q. 今まで行った中で印象に残った国は？
どんなところが印象に残りましたか。**

学生時代、先輩とアメリカ横断ウルトラクイズの予選に出場しました。あと少しで飛行機に乗れるところまで残りましたが、脱落。外国には行けなかった話でしたが…東京ドームのフィールドから見上げた景色が印象に残っています。





建設部長 矢崎 健吾 (甲府北支部)



行政書士の業務は多岐にわたり、様々な分野で多種多様な業務を行うことができますが、その中でも特に建設業関連業務は行政書士が関わる許認可のなかでも重要な業務だと思っております。

この重要な業務の維持・発展のため、建設業許可申請窓口である建設業対策室や入札参加資格申請窓口である山梨県市町村総合事務組合等との意見交換等を実施して、情報の収集や手続きの取り扱い変更の要望等をし、その結果を会員の皆様へ発信していけるよう努めて参ります。

また、(一社)山梨県建設業協会等関係団体との連携強化にも努めてまいります。

2年間、部員一同協力して活動していきたいと思っております。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今期の重点事業

1. 建設業に関する手続きについての対応
2. 入札参加申請についての対応
3. 上記に関連する業務についての対応

今年度の主な活動予定

- 8月頃 山梨県市町村総合事務組合との意見交換
10月頃 山梨県契約担当、甲府市契約課との意見交換
2月頃 建設業対策室との意見交換

広報部から矢崎健吾建設部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。

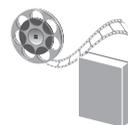


Q. どんな業務が中心ですか？なるべく詳しく教えてください。

建設業許可の申請、経営事項審査申請、入札参加資格審査申請を中心に業務を行っています。1年間のなかで、その月によって決算を迎える会社は増減します。建設会社は特に3月から6月に決算を迎える建設会社が多いので、その時期はととても忙しくしています。

Q. おすすめ(好きな)映画や本、動画をご紹介します。
どんなところが良いですか。

映画が好きでこれまでも多くの映画を観ましたが、最近トム・クルーズのミッションインポッシブルシリーズがお気に入りです。体当たりのアクションシーンが観ていて飽きません。また新しい作品も公開される予定とのこととても楽しみです。



Q. 今まで行った中で印象に残った国は？
どんなところが印象に残りましたか。

タイのバンコクです。豪華な装飾を施した寺院やタイ料理、なかでも有名なワットポーは特に印象的でした。象乗りも体験し、とても刺激的な国でした。



運輸交通部長 山 岸 啓 (峡西南支部)



先日急逝された両角副会長の後を任されるかたちとなりますが、今まで私自身が運輸交通分野に関わることが少なかったために慣れない部分が多くあると思います。このような事情もあって、部員の構成に関しては前期からの先生方にすべて留任をお願いをしました。

先生方のお力を貸していただきながら滞りない部の運営ができるよう、また、多くの会員のみなさまに運輸交通分野の業務に携わっていただけるよう努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

広報部から山岸 啓運輸交通部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。



Q. どんな業務が中心ですか？なるべく詳しく教えてください。

割合的には農地関係の仕事が多いです。
主に李を生産しています。

Q. 趣味、特技は？ 現在活動をされている場合はその様子を教えてください。

買い物が好きです。最近は気軽に散歩することが難しく、東京へ買い物に行くなどは難しいのですが、以前は良く秋葉原へ電源やカップリング用のコンデンサ、業務用ルーター、マイコンボードなどを物色に行ったりしていました。たいして詳しくはないのですがワクワクとする時間を過ごせます。

今の状況になってからは専ら通信販売です。今年3月、シーズンも終わりになった頃に、ほぼ定価でスキーブーツを通販し、履く機会がないまま新品を保管しているのは苦しい思い出です。



Q. おすすめ(好きな)映画や本、動画をご紹介します。 どんなところが良いですか。

最近は youtube の動画を良く視聴します。

じっくり視聴する時間のあるときは生産加工系のジャンルを視聴することが多いです。「大工の正やん」や「なんとか重工」は更新頻度が低めなのが不満なのですが、繰り返し視聴してしまう内容です。また、純粋な生産系とはいえませんが「オジサンの休日」や「HoyKey 一刀両断 TV」なども更新を楽しみにしている動画です。

作業中のBGM代わりに流していることも多いのですが、「菊池亮太」や「ハラミちゃん」などのストリートピアノ系や、エレクトーン演奏の「あまくち」や「826saka」などを良く流しています。



農地部長 小 関 敏 和

(甲府南支部)



昨年は、行政書士会連合会の農地土地利用部門の専門員として、1年間農水省や全国農業会議所を訪問し、農地転用や、耕作放棄地が招く所有者不明土地など多くの問題に触れてきました。

この経験を活かし農地部としては、山梨県農村振興課や甲府市農業員会等の農地手続きに関する許認可権者と協議し、お互いの立場や問題点などの調整を行っていききたいと思います。

山梨県ではあまりないと思いますが、全国的にみると行政書士は、一部では農地法第4条・第5条の転用を無理に通し耕作しにくい農地を作るというイメージがあるそうです。職務として農地法第4条・第5条の手続きが多く目立つことはあるのかとおもいますが、農地法第3条手続きや、農業経営基盤強化法の所有権移転等により農家のための業務も行っていること等耕作者に役立つ業務も行っていることを広く周知し、耕作者と転用事業者がトラブルにならないよう努めていきたいと思っています。

広報部から小関敏和農地部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。



Q. どんな業務が中心ですか？

農地に関する業務が中心です。

一般的な転用で農地法第4条・第5条の届け出や許可手続きや農振除外手続き、農業従事者からの依頼で農業経営基盤強化法に基づく所有権移転や農地法第3条許可手続きや農地台帳の訂正手続き。相続し、山林と化している農地の非農地証明等。

Q. 趣味は？

趣味はウィンタースポーツですが、コロナ禍の中活動できなくなって寂しいです。



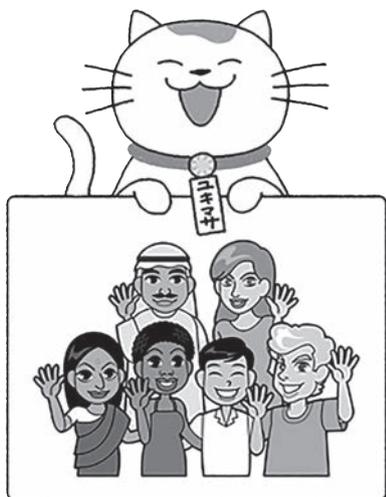
Q. 行ったことのある印象に残った国は？

ベトナム。

仕事や私生活が思うように進まないときに行きましたが、活気があり小さな子供が一生涯懸命家族のために働く姿を見て自分の小さな悩みをくだらないものだと思いました。

日本が必要とする 外国人に必要とされる専門家

国際部長 丹澤 仁
(甲府北支部)



当会の申請取次行政書士による令和2年の申請取次実績は579件でしたが、これは令和元年の実績682件から100件以上も少ない数です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって大きな影響を受けたことが見て取れます。

しかしながら、日本の労働人口の減少による人手不足の未来は変わりません。外国人の労働力に頼らざるを得ないのです。人口に占める外国人の割合は高まり、在留資格や永住権、帰化に係る申請件数は増加します。それを支える行政書士の活躍は必要不可欠です。

国際部は、国際業務に関する情報と研修を効率的かつ効果的に提供することに努めます。

外国人にとって、親しみやすく、何でも相談できる、頼れる街の法律家を一緒に目指しましょう！

広報部から丹澤 仁国際部長に質問をしました。意外な発見があるといいですね。



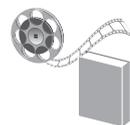
Q. 趣味は？

- ◇スポーツ観戦 … 野球、サッカー（もちろんヴァンフォーレ甲府を応援しています）を中心にスポーツを観るのは何でも大好きです。
- ◇ゴルフ …………… 最近あまりラウンドできていませんが、難しく、精神力も試されて、それでいて爽快な気分を味わわせてくれるゴルフの魅力に惹かれ続けています。

Q. おすすめの本は？

◇今野敏『隠蔽捜査』シリーズ

警察署長に降格された警視庁のエリート官僚が、組織のしがらみの中で、「変人」と評されるほどに原理原則を遵守し正論を貫き通して、事件を解決へと導く物語。ジャーナリストの池上彰さんも大ファンとのこと。本当に面白いです。



Q. 印象に残った国は？

◇ブラジル

25年ほど前の話です。友人のネルソンが運転する車が赤信号で止まると、子供達が群がり食べ物などを売ろうとしてきます。彼は品物を受け取らずお金を渡していました。貧困社会の存在を目の当たりにしてショックを受ける私に、ネルソンは一言。「困っている人を助けるのは当たり前のことだろ」。深く感銘を受けました。

山梨県行政書士会の会員 1 名が褒章の栄に浴されましたので、お知らせいたします。



黄綬褒章

由井三男先生（甲府北支部）

黄綬褒章は、業務に精励し衆民の模範である者に授与されるもので、由井先生の長年にわたる業務への真摯な取り組みと実績が評価されました。

以下の会員の方が栄誉ある賞を受賞いたしました。



総務大臣表彰

望月尊徳先生（峡東支部）

総務大臣表彰は、多年にわたり行政書士業務に精励し、行政書士制度の発展に貢献した者に授与されるもので、これまでの望月先生の行政書士としての活動が評価されました。

日本行政書士政治連盟から以下の会員が感謝状を贈呈されました。

藤原定幸先生
両角英裕先生

以下の皆様に山梨県行政書士会会長感謝状を贈呈しました。

役員退任にあたり、これまでの功労に対して贈呈

田中邦司先生	丹澤正輝先生
小林寛子先生	宮川安美先生
廣瀬良太先生	村松一榮先生
小俣孝一先生	三枝久先生

当会への寄付に対して贈呈

由井三男先生
深沢宗市郎先生
有限会社平和プリント社様

事務局から会員の皆様へ

事務局の利用に關しまして会員の皆様へ何点かお願いがあります。

■ 事務局を利用できる時間帯

平日 午前9時～午後5時

■ 会議、研修等で使用する場合の利用時間帯

午前10時～午後4時

※会議室の利用は予約制ですので、事前に利用する部屋と時間帯をお電話でご予約ください。

■ 証紙や物品の購入、書類提出する場合の利用時間

午前9時30分～午後4時30分

※事前に電話連絡をいただき、来訪時間をお伝えください。これらの手続きは確認が必要のため、手続きに時間がかかる場合があります。4時30分以降の受付ですと、翌日対応になってしまうこともありますので、ご注意ください。

各種手続きについては本紙および山梨県行政書士会のホームページ（会員ページ）で随時公開していきます。手続きを行う際のご参考にしてください。今回は「職務上請求書の購入について」、「申請取次行政書士の届出書類について」別ページに記事を掲載およびHPにて公開していますので、手続きの際はご参照ください。

山梨県行政書士会のホームページでは行政書士法の改正に伴い本会会則及び会則施行規則の一部改正されており、改正条文を確認することができます。

最後に、改修工事が終わり、より使いやすくなった事務局を紹介いたします。



会議室や廊下の壁紙を張り替え
照明をLEDに付け替え
エアコンの取り換え



入口ドアの修繕、ドアの文字の貼り替え



コピー機を新しくしました

職務上請求書の購入について

購入方法

購入を希望する会員は、必要なものを持参の上、本人が事務局でお申し込みください。

〈持参するもの〉

1. 行政書士証票または会員証
2. 職印
3. 現在所有している職務上請求書

現在所有している職務上請求書の冊数	購入する職務上請求書の冊数	持参する職務上請求書
1冊		使用済、使用中に係わらず持参
2冊	1冊	使用済の職務上請求書のみ持参
	2冊	2冊とも持参

※「請求書に係る者の氏名、本籍又は住所」「利用目的の種別欄」「提出先または提出先がない場合の処理」が記入されていることを確認してください。記入漏れ1枚につき「未記入理由書」1枚の提出になります。

〈提出する書類〉

1. 購入申込書
2. 誓約書

購入時の注意

- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は1冊800円です。
- ・持参された職務上請求書の確認を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

所有できる冊数

個人会員	使用中のものを含め、2冊まで
法人会員	使用中のものを含め、所属する社員行政書士の人数×2 + 2冊まで

保管方法

- ・職務上請求書は使用済の日付から2年間保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、次回購入のための確認を受けるまでは破棄しないでください。確認前に紛失または破棄してしまった場合は、「顛末書」を提出していただきます。
- ・書き損じや不要になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなど無効処理を行い、保管してください。
- ・登録抹消、法人を解散する場合には、必ず事務局まですべて返戻してください。

紛失等により使用済職務上請求書の控え綴りを提出できない場合

「顛末書」を作成し、使用済であることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を事務局に報告してください。

申請取次行政書士の届出書類について

申請取次行政書士管理委員会

委員長 市川雄資

本年4月に申請取次行政書士の届出書類および書式の一部に変更がございましたので、改めてご案内します。各書式は当会ホームページ内の会員ページにも掲載されていますので、プリントアウトし必要事項をご記入の上、他書類と一緒に事務局までご提出ください。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

申請取次行政書士の届出書類

【新規】

	届出書類名	必要数量	書類準備上の留意点
1	事務研修会修了証書	写し1通	本修了証書の有効期間は1年間です。有効期間が切れた場合には再度の受講が必要となります。
2	申請取次申出書	1通	
3	誓約書	1通	
4	経歴書	1通	
5	行政書士証票	写し1通	A4用紙にお持ちの行政書士証票を実寸大でコピーしてください。
6	写真(2cm×2cm)	2葉	写真の裏面に行政書士証票登録番号(8桁)と氏名を明記してください。
7	証明書返信用封筒	1通	長形3号封筒に簡易書留用の切手(404円分)を貼付の上、郵便番号・事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号を明記してください。なお、事務局での証明書の受け取りを希望する場合は不要です。

【更新】

	届出書類名	必要数量	書類準備上の留意点
1	事務研修会修了証書	写し1通	本修了証書はお持ちの届出済証明書の有効期間内での更新の届出手続で使用していただけます。
2	申請取次申出書	1通	
3	誓約書	1通	
4	経歴書	1通	
5	届出済証明書	写し1通	A4用紙に実寸大でコピーしてください。
6	行政書士証票	写し1通	A4用紙に実寸大でコピーしてください。
7	写真(2cm×2cm)	2葉	写真の裏面に行政書士証票登録番号(8桁)と氏名を明記してください。
8	証明書返信用封筒	1通	長形3号封筒に簡易書留用の切手(404円分)を貼付の上、郵便番号・事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号を明記してください。なお、事務局での証明書の受け取りを希望する場合は不要です。

※更新届の事務局受付は、お持ちの届出済証明書の有効期間満了2か月前からとさせていただきます。(有効期間満了日が2021年3月末日の場合は、同年1月から受付可能です。)

中小企業庁一時支援金 登録確認機関業務について

業務部 高石 晃 仁

1. はじめに

2021年1月に発令された緊急事態宣言の影響緩和のための支援金として、一時支援金の給付が2021年3月8日から始まるにあたり、2月下旬から3月上旬にかけて登録確認機関の協力依頼が、日行連から山梨県行政書士会を通じて、また、山梨県から行政書士へ協力依頼がありました。そこで、今回、私も登録機関として登録をし、約60件行った経験からご報告いたします。

2. 登録確認機関の行う事前確認について

登録確認機関が行う業務は、持続化給付金等で問題になった、不正受給や誤って受給することを防ぐことを目的とし、申請前に、本人確認、事業の実態と継続性、給付内容の理解の確認を行う事前確認を行うことです。事前確認方法は、TV会議又は対面とされ、私は、非対面の場合の方法として、Web会議ツールのZoom、Google Meetを利用しリモート会議を行いました。依頼者がパソコンを利用出来ない場合は、スマートフォンを利用したFT、LINEのビデオ通話を利用して、主に本人確認のみを行い、書類の確認については、事前にメールで送ってもらい内容確認をしました。この書類をメールで確認する方法は、対面、非対面であっても、当日は、本人

確認、内容理解の確認のみになり時間が短縮され、作業の効率化に繋がりました。

登録機関の事前確認は、次のことを行います。

1. 「申請ID」、「電話番号」、「法人番号及び法人名（法人の場合）」、「氏名及び生年月日（個人事業主の場合）」の確認
2. 本人確認
3. 「確定申告書の控え」、「帳簿書類」、「通帳」の有無の確認
4. 「帳簿書類」及び「通帳」のサンプルチェック
5. 3及び4が存在しない場合、その理由について確認
6. 宣誓・同意事項等を正しく理解しているかについて口頭で確認
7. 登録確認機関が事前確認通知番号を発行

この中で3. 4. 5. の確認が、判断面で難しいところです。具体的には、2019年1月以降の事業の取引をしている通帳と帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）の有無を確認し、任意に選んだ複数の年月について請求書又は領収書等に記載の「取引先名称」「金額」が通帳に記帳されているか確認する作業です。もちろん、書類確認の内容について説明をし、依頼者に理解してもらうということも大変ですが、取引実態として、現金取引が主で、通帳での取引がない場合や領収書、請

求書がない場合がみられました。通帳での取引がない場合の対応として、クレジットカードの履歴、レジスターの履歴を代用しました。それらもない場合には、理由を聞き、合理的な理由があるかどうかを判断の上で、日報や売上台帳を代用しました。領収書等がない場合の対応は、全くない場合は、どうしようもないですが、一部のみの場合には、その理由を聞き、合理的な理由があるかどうか判断をし、併せて、領収書等について、保存義務があることを伝え理解を促しました。実際あった理由としては、二人で経営を行っていたが、1年前に病気で亡くなってしまいそれ以前の領収書等が見当たらない。といったことがありました。

3. 責任の所在について

中小企業庁の協力依頼の文書では、「登録確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、自らが事前確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に事前確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合や中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施していない場合には、この限りではありません。そのおそれがある場合には、当該登録確認機関のアカウントを停止し、中小企業庁又は事務局から問合せを行うことがあります。」とあります。

真面目に業務を行っている場合であっても、今回の事前確認業務は、形式的な判断のみでなく、理由の有無についての合理的な判

断を行う点において、何故その判断をしたのかを問われる可能性があると思われるので、対策として、聞き取りの方法については、HPで配布されている一時支援金に関する事前確認マニュアルに沿っておこない、プリントアウトし、聞き取り内容について、その都度、出来るだけ記載しておき、ファイリングして残しておく。また、事前確認を行った人について、名簿管理する。ことを心掛けました。

4. 依頼者について

3月開始当初は、対象業種は、緊急事態宣言下の飲食店と取引のある業種、緊急事態宣言に伴う外出自粛による影響ということで、HP上でも、現在のように業種が細かく書かれておりませんでした。緊急事態宣言下でない山梨県では、宿泊業、旅行業など、限られた業種であるように思われており、実際、依頼が来ていた業種もその業種が多かったですが、4月中旬ぐらいから、例えば、イベント会社、自動車代行業、飲食店、洋服店、美容院、理容院、インストラクター、など様々な業種の方の依頼が増えました。また、年配者からの依頼もあり、パソコンやメールの使い方がよくわからないという方も多く、対面で事前確認を行うことも多くありました。外国人の方からの依頼もあり、申請をすること自体が大変ということから申請まで行うこともありました。依頼をしてくる経緯は、HPから検索をされた方又は一時支援金事務局から紹介をされた方で、商工会議所などの会員でない、金融機関は通帳開設のみで、与信取引をしていない、登録機関の顧問契約先がない場合の方でした。話を伺うと何度か登録機関に連絡をし、断られてきた方が多かったです。

実際の状況としては、コロナの影響で、職種によっては、ほとんど売上がない業種や、全く売上がない方もおられ、持続化給付金などの助成金やアルバイト、出稼ぎを行って、生活を繋げているという話も聞きました。

5. 事務手数料について

中小企業庁の依頼文によると、「事務局は、登録確認機関に対して、確認後受給者をご連絡した日から6ヶ月以内に、当該登録確認機関の確認後受給者数が30者以上の場合には、確認後受給者数に1,000円（税込）を乗じた額を事務手数料として支払います。登録確認機関は、事務局から事前確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、申請希望者から事前確認の対価（報酬）を得ることはできません。なお、事務手数料の支払を受けることを辞退する場合には、この限りではありません。」とされています。

問題点としては、電話やメールでの対応、事前確認当日のTV会議や対面で相手側への事務所の訪問等を考えると、それなりの時間もかかりますし、先に挙げた責任もあるので、1者1,000円という報酬は、土業の仕事として行うには見合わない金額である点、山梨県の場合は、緊急事態宣言下でなく、個人で30者行える見通しがなく、30者に満たない場合は、国からの事務手数料ももらえないという点、9割の方が「無料で事前確認を受けています」と一時支援金の公式のHPに書かれており（月次支援金では書かれていません）、依頼者は、無料で行ってもらえるものと思ってしまう点がありました。今回、私は先に挙げた依頼者の行き場のない実情などから無料ということにし、周りの先生方にも、30者に達成するように依頼者を紹介しても

らい、結果として約60者行いました。しかし、土業として行うのであれば、それなりの金額をもらうのは当然であると思います。

6. おわりに

今回、仕事として様々な業種の方に出会う機会が与えられ、現在の実情に触れたことは、入会歴約3年の私にとっては、仕事のやりがいにも繋がり、貴重な経験となりました。このような依頼の要請がありましたら、参加してみるのはいかがでしょうか。



新入会員のご紹介 *New Face*

令和3年6月30日現在
会員数 **366**名 法人会員 **4**団体



■ 中澤 仁美

峡東支部
令和3年4月2日入会

- ▶事務所：山梨市万力1973番地2
- ▶TEL：090-1735-6891

好きな食べ物・飲物：お寿司（たこ・いか・えんがわ）、牛タン、漬物、ラガービール
好きな音楽・アーティスト：クレイジーケンバンド、宇多田ヒカル、misia
CKBは一人でライブに行きました。
好きな映画・本：ひゃくはち
高校野球の補欠選手が繰り広げる青春ドラマ。泣いて笑って泣けるストーリー

好きな動物：犬、ヤギ
事務所の庭でヤギを四頭飼っています。癒しです。

趣味：高校野球、テコンドー、書道（五月から習っています）

座右の銘・好きな言葉：人間万事塞翁が馬

コメント

甲州市役所に31年勤めました。昨年、ぶどうハウス2棟、ぶどう棚1棟を解体し、耕作放棄地を改修した経験を活かして、耕作放棄地の有効利用をお手伝いしたいと思います。小型重機の免許、中学校保健体育の免許あり。歩き方、座り方などの姿勢を直すことで体を整えることができます。ダイエットにも効果的な方法をお教えいたします。



■ 岡元 正芳

甲府北支部
令和3年5月1日入会

- ▶事務所：甲斐市西八幡
4179番地12
- ▶TEL：090-2478-5909

好きな食べ物・飲物：冷奴
歯に優しく食べやすい
好きな音楽・アーティスト：加山雄三
学生時代によく聴いた
好きな映画・本：浅見光彦シリーズ
観察力、推察力が魅力である。

好きな動物：亀
スピードは遅いが確実に歩を進めるから

趣味：スポーツ観戦
野球、サッカー等若手の活躍がみたい

座右の銘・好きな言葉：初志貫徹
一歩ずつ努力して目標を達成する気概

コメント

民間会社で長年勤務したが労働者確保に苦戦した。少子高齢化のため国内だけでは不足である。外国人労働者の就労支援をやってきたい。また、社労士事務所も開業中であり、この関連業務も継続していきたい。



■ 石原 康雄

峡西南支部
令和3年5月1日入会

- ▶事務所：南アルプス市和泉
265番地
- ▶TEL：080-1151-0885

好きな食べ物・飲物：麺類（ラーメン、そば、パスタ等）
子供のころを思い出す昔ながらの濃い醤油味のラーメンが特に好みます。
好きな音楽・アーティスト：昭和の時代の歌謡曲
歌詞に物語を感じることができる。情景が目には浮かび、人間味を感じることができる。
好きな映画・本：SF映画（スター・ウォーズ、ターミネーター等）、人間学の本（安岡正篤、小林正観等）
SF映画は理屈抜きで楽しめる。人間学は、奥が深いいつの時代にも求められる永遠のテーマだと思っています。

好きな動物：アルパカ（ラクダ科）
とにかくかわいい。八ヶ岳アルパカ牧場（長野県富士見町）は必見です。

趣味：読書、映画、旅行
読書→先人の知恵を学ぶには本を読むことが一番
映画、旅行→日常と違った空間を楽しむため気分転換になる。また、五感に刺激を与えることによって感性が磨かれるような気がします。

座右の銘・好きな言葉：「最善を尽くす。」「感謝の心を持つ。」
経営の神様「松下幸之助」の言葉です。

コメント

実務経験が不足していますので、宅建の資格やFP1級の資格を生かしながら、焦らずに気長に少しずつやっていこうと思っています。



■ 鈴木正彦

甲府南支部
令和3年6月1日入会

▶事務所：甲府市里吉4丁目
7番22号
▶TEL：055-226-2503

好きな食べ物・飲物：フルーツ
美味しいブドウと桃が作れるよう研究中です。
好きな音楽・アーティスト：インスピレーション
鬼平犯科帳のエンディングに流れる郷愁漂う切ない曲です。
好きな映画・本：スタートライン債権法
法律を学ぶ楽しさのスタートラインになった一冊です。

好きな動物：犬
特にシェパードは優しく、賢いところが好きです。

趣味：体を動かすこと
腹筋・腕立て伏せて、学生の頃の体形を維持しています。

座右の銘・好きな言葉：「グリット (GRIT)」
諦めずに挑戦し続ければ失敗はないと思います。

コメント

銀行（本部）で相続・差押え等の企画・管理の担当経験があります。
さらに相続や成年後見等について勉強し、行政書士として邁進したいと思います。



■ 中山信次

甲府北支部
令和3年6月1日入会

▶事務所：北杜市長坂町渋沢14番地
▶TEL：0551-32-3042

好きな食べ物・飲物：肉系・炭酸系
若い時ほどではありませんが、まだまだいけます。
好きな音楽・アーティスト：落語・(故)桂枝雀
主な高座(10話程度)ですが、ほぼ毎日リピートです。何故か飽きません。
好きな映画・本：「男はつらいよ」シリーズ
BSで毎週土曜日に放映されていましたが、現在は「釣りバカ日誌」となりました。その

他「トラック野郎」etc… 昭和感満載のコメディ映画に癒されています。

好きな動物：全般的に動物は好きですが、特定するものではありません。

趣味：サッカー
シニアチームに所属し、月に2日ほどボールを蹴ってます。

座右の銘・好きな言葉：百折不撓
母校の校訓で頭に焼き付いてしまいました。

コメント

前職は地方公務員で、農地・建設・開発をメインに取り組んで行こうと考えています。よろしく願います。



■ 中澤泰

甲府北支部
令和3年6月1日入会

▶事務所：甲府市逢沢1丁目
7番40号
▶TEL：090-9104-0525

好きな食べ物・飲物：納豆、じゃがいも、鍋物一般、ゆずレモンソーダ
納豆、じゃがいもは子供の頃からの大好物。セブンイレブンのゆずレモンソーダは店頭では夏季限定の販売の様ですが、その爽やかさに病みつきになりました。
好きな音楽・アーティスト：1980年代の洋楽
若き日の自分に気持ちだけは戻れる気がして。
好きな映画・本：映画-スティング 本-実用書
スティングはロバート・レッドフォードとポール・ニューマン主演の1973年アメリカ映画です。記憶が曖昧なのですが、高校の学園祭で観たと思い込んでいます。結末の大どんでん返しに、映画を観て初めて衝撃を受けました。

好きな動物：ハムスター
20年近く前に知人からハムスターの赤ちゃんを譲り受けて以来、空くことなく今でも飼い続けています。もちろん、ハムスターの寿命は2～3年ですので、新たな出会いを続けています。癒しです。

趣味：ハイキング、スキー
基本的に身体を動かすことが好きなのですが、景色のいい山頂等で食べる山飯に病みつきになっています。スキーは若い頃から趣味レベルでやっていまして、一応SAJ1級を取得しています。

座右の銘・好きな言葉：やる気は行動を起こす原因ではなく、結果である。
ある脳科学者の言葉ですが、その方によると、やる気があるから行動するのではなく、行動するからやる気になるのであり、「やる気」を行動を起こす原因とする考えは、できない人(やらない人)によって創作された言い逃れの為の方便だそうです。

コメント

前職では司法書士事務所にて特に相続分野の担当をしておりましたので、知識・経験を活かして相続分野を中心に業務をやらせていただければと思っております。



■ 澄川 宏

東部・富士五湖支部
令和3年6月1日入会

▶事務所：富士吉田市上吉田東7丁目
9番11号

▶TEL：0555-22-5514

好きな食べ物・飲物：カレーライス、コーラ&サイダー
刺激感。お酒は全く飲めません「下戸」。

好きな音楽・アーティスト：荒井由実、中島みゆき。
二人とも歌声と歌詞がベストマッチング。

好きな映画・本：西村京太郎サスペンス「十津川警部シリーズ」
謎解きする事が面白い。

好きな動物：苦手。

動物の持つ「匂い」が駄目。

趣味：ゴルフ&バイクツーリング

ゴルフは健康保持。ツーリングはリフレッシュと老化防止。

座右の銘・好きな言葉：「義を見てせざるは勇無きなり」

臆病で勇気が不足している自分への戒め。

コメント

前職では35年間行政事務に従事し、主に都市計画分野で新たな街づくり業務に携わって来た経験を活かし、開発許可・農地転用関係を中心として丁寧な業務に努めます。



■ 石山なぎさ

甲府北支部
令和3年6月1日入会

▶事務所：甲府市武田3丁目
4番24号

▶TEL：080-5488-2042

好きな食べ物・飲物：餃子とノンアルコールビール
餃子は中国の友人に教えてもらい、頻繁に作っています。

好きな音楽・アーティスト：サザンオールスターズ、BTS
サザンもBTSも友人にすすめられてファンになりました。

好きな映画・本：北杜夫、向田邦子、池波正太郎のエッセイ
特に食と旅に関するものが好きです。

好きな動物：猫

気まぐれなところ

趣味：読書

気になったものはジャンルを問わず手にしています。

座右の銘・好きな言葉：なるようになる

一人で考えすぎるとあまりいい結論は出ません。あれこれくよくよ悩まず、友人とランチに行くなど気分転換をします。

コメント

前職では外国人に関わる業務に十数年携わってきました。その経験を活かしていきたいと思っています。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

退会会員 (令和3年1月から)

お疲れ様でした。

■ 長山喜信様 (東部・富士五湖支部)

令和3年2月28日付退会

■ 中原 強様 (峡東支部)

令和3年3月31日付退会

■ 内藤 一也様 (峡西南支部)

令和3年3月31日付退会

■ 上田武彦様 (東部・富士五湖支部)

令和3年4月13日付退会

■ 佐野 孝様 (甲府北支部)

令和3年4月30日付退会

山梨県行政書士会の会員ページ更新のお知らせ(再掲載)

会員の皆様には、既にご連絡をしたとおりですが、2019年11月1日より、トップページからの4リンクが以下のURLに切り替わっております。

<https://www.y-gyosei.or.jp/member/>

この変更に伴い、従前に発行した会員ページにログインする為のパスワードは利用できなくなりました。新しいパスワードは既にお知らせしてありますが、不明な場合には事務局までお問い合わせいただけますよう、お願いいたします。

また、新しい会員ページには各種の情報を盛り込んでいきたいと考えておりますので、掲載のご希望がございましたら事務局までご一報ください。



編集後記



今回、広報部長を拝命しまして、編集責任者として大変なプレッシャーを感じながらの編集でした。広報部という立場で会員にとって、また行政書士会にとって、そして市民の方々にとって、より親しみやすく読んでいただける機関誌を発行できるよう、部員一同、2年間力を合わせて頑張っていく所存です。

さて、今回の内容は、2年に一度、組織の人事が変わる時期ですので、あいさつ文が中心になりますが、それだけではなく、役員の方々にいくつか質問をしています。意外な発見や共通点を見つけてみてください。また、新入会員の自己紹介文にも簡単な質問を加えました。実際、広報部員で回答してみました。お互い知らないことばかりで、大変盛り上がりました。新入会員の方々へも仕事の話以外で、声をかけるきっかけになりましたら嬉しいです。

広報部の会議では、記事に関して、また記事のレイアウトなどについても様々なアイデアが出されました。このメンバーでこの先2年間、4回発行することになります。新しい試みも加え、外部の方にも行政書士をアピールできるものを作りたいと思います。

しばらく新型コロナ蔓延のため、会って話をする機会が減ってしまっています。この機関誌を発行することで、微力ながらも皆様をつなぐ力になればと願っております。どうぞよろしくお願い致します。

山梨県行政書士会会報 第105号

発行日	令和3年8月10日
発行所	山梨県行政書士会
〒400-0031	甲府市丸の内三丁目27番5号 山梨県行政書士会館 TEL 055-237-2601 FAX 055-235-6837
発行者	有賀 一雄
編集者	丹澤 ますみ
印刷所	旬平和プリント社 TEL 055-224-3315

行政書士事務所の経営安定をバックアップする

日本行政書士会連合会

行政書士 賠償責任補償制度

「行政書士は依頼者を保護するために、職務上の責任について業務賠償責任保険に加入するように努めなければならない。」

*日本行政書士会連合会「行政書士倫理」第2章第24条(賠償保険)より

WEB申込
おすすめ!

お申込方法

申込みは

インターネットで **簡単6ステップ**

お申込み期間

インターネット申込締切：毎月末日

※2022年8月1日加入は、2022年7月20日締切となります。

郵便払込票申込締切：毎月20日(祝休日の場合は前営業日)

どちらのお申込みも、翌月1日補償開始です。

お手続きの流れ

※お客様画面の一連の流れの概要は以下の通りです。(主な画面をピックアップしております)
※保険内容の詳細については、実際の画面にてご確認ください。



全行団サイトURL ▶ <https://reg.zengyodan.co.jp>

STEP ①

お申込みサイトへアクセス
全行団サイトorQRコードからアクセスしてください。



STEP ②

新規/更新の選択
新規:新規契約をご選択ください。
更新:更新契約を選択後、被保険者番号および行政書士登録番号をご入力ください。(前年度の契約情報を引込みます。)



STEP ③

プラン選択・お客様情報の入力
ご希望のプランを選択いただき、お客様情報をご入力ください。



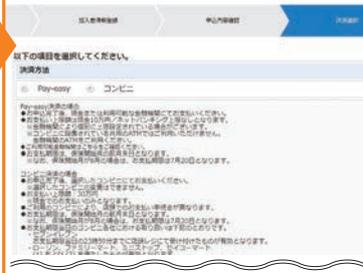
STEP ④

メールアドレス認証
ご登録メールアドレスに届いた認証リンクをクリックして認証を完了してください。



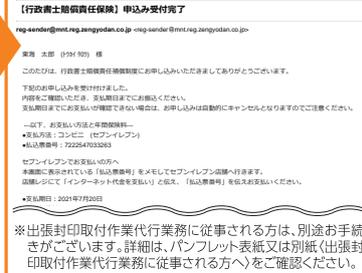
STEP ⑤

決済方法の選択
Pay-easy決済またはコンビニ決済を選択して、お申込みを完了してください。



STEP ⑥

保険料の振込
ご登録メールアドレスに決済方法をご案内いたします。内容をご確認いただき、支払期日までに保険料をお振込みください。



〈取扱代理店〉

株式会社 全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号
虎ノ門タワースオフィス10階
TEL.03(6450)1622 FAX.03(6450)1623
E-mail:shop@zengyodan.co.jp
URL:http://www.zengyodan.co.jp

〈引受保険会社〉

[幹事会社]
東京海上日動火災保険株式会社
担当課:広域法人部法人第二課
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03(3515)4153 FAX.03(3515)4154
[非幹事会社]
損害保険ジャパン株式会社